

決裁・供覧

件名	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項に基づく開示決定について (豊中市野田町1501番)				文書番号 近財統－1第776号		
	別紙1参照						
起案	起案日	平成29年6月21日		受付日			
	部署	財務省 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1		決裁	決裁処理期限日		
					決裁日	平成29年7月7日	
	起案者	[REDACTED]		施行	施行処理期限日		
	連絡先				施行日	平成29年7月10日	
					施行先	【受信者】 [REDACTED]	
	分類名称	大分類	平成29年度行政文書開示請求		行	施行者	【発信者】 近畿財務局長
		中分類	開示決定等			取扱上の注意	
		名称(小分類)	決裁文書				
	取扱区分	秘密区分	なし		格付け 保存	機密性格付け	2
秘密期間終了日				取扱制限			
指定事由				行政文書保存期間		特定日以後5年	
				保存期間満了時期			
決裁・供覧欄							
備考欄							

決 裁 ・ 供 覧 欄	近畿財務局 総務部 岸山 敏浩（総務部長）
	近畿財務局 総務部 中尾 直樹（総務部次長）
	近畿財務局 総務部 総務課 小西 慶典（総務課長）
	近畿財務局 総務部 総務課 [REDACTED]（課長補佐）
	近畿財務局 総務部 総務課 [REDACTED]（文書係長）
	近畿財務局 総務部 業務管理課 [REDACTED]
	近畿財務局 管財部 楠 敏志（管財部長）
	近畿財務局 管財部 小西 真（次長）
	近畿財務局 管財部 管財総括第一課 山田 修司（管財総括第一課長）
	近畿財務局 管財部 管財総括第一課 [REDACTED]（国有財産総括専門官）
	・ 近畿財務局 管財部 管財総括第一課 [REDACTED]（国有財産管理官）【後閲】
	近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 塩垣 勉（統括国有財産管理官）【済】
	近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 [REDACTED]（上席国有財産管理官）【済】
	近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 [REDACTED]（国有財産管理官）【済】
	近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 [REDACTED]（国有財産管理官）【同報】

平成29年5月11日付で受理した行政文書開示請求書については、別添「情報公開事務審査票」のとおり開示（一部開示）することが適当と認められるので、別案により開示請求者に対し通知してよろしいか。
また、行政文書の開示の実施方法等申出書の提出後は、別添開示文書のとおり、請求者に対して開示してよろしいか。

（開示する行政文書の名称）
普通財産時価貸付決議書のうち、
学校法人森友学園との賃貸契約書、小学校の設立趣意書

伺
い
文

行政文書開示決定通知書

様

近畿財務局長 美 並 義 人

平成 2 9 年 5 月 1 0 日付（平成 2 9 年 5 月 1 1 日受理）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

普通財産時価貸付決議書のうち、
学校法人森友学園との賃貸契約書、小学校の設立趣意書

2 不開示とした部分とその理由

契約相手方の印影及び署名

当該部分を公にした場合、契約相手方の印影及び署名が偽造され悪用されるおそれがあるなど、契約相手方の正当な利益を害するおそれがあるため
（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 2 号イに該当）

設置趣意書の表題の一部及び本文

当該部分は学校法人の経営上のノウハウを含むため、公にすることにより、学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 2 号イに該当）

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、財務大臣に対して審査請求をすることができます。

（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

*同封の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（以下「施行令」という。）別表第1の下欄に定める額）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	納付する開示実施手数料（左記基本額－開示請求手数料300円（施行令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（施行令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立法人等と協議して定める額））
A4版文書 14枚 うち白黒文書 11枚 うちカラー文書 3枚	①閲覧	100枚までごとに つき100円	100円	無料
	②複写機によりすべて白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	140円	無料
	③複写機により白黒とカラーをそれぞれ複写したものの交付	白黒は用紙1枚につき10円	110円	
		カラーは用紙1枚につき20円	60円	
		計	170円	無料
	④スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	1枚につき100円に該当文書1枚ごとに10円を加えた額	240円	無料

（注）納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から300円（施行令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（施行令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額）を控除した金額となります（当該基本額が300円（施行令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（施行令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額）以下の場合には無料となります。）

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

平成29年7月○日から8月○日まで（土・日曜日等閉庁日を除く）

の9：00から16：30まで（昼休みを除く）

場所：大阪府中央区大手前4丁目1番76号

大阪合同庁舎4号館8階

近畿財務局 総務部 総務課

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送付に要する費用（見込額）：通常郵便物（定形外） 140円

* 担当課等

（問い合わせ先） 近畿財務局 総務部 総務課

TEL：06-6949-6390

（文書主管課） 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官（1）

TEL：06-6949-6386

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から 30 日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3 (1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100 頁ある文書について冒頭の 10 頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の 10 頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。なお、一旦、全部閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から 30 日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3 (2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「5 担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の 1 週間前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、上記申出書にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が 300 円、施行令第 13 条第 1 項第 2 項イに規定する開示請求手数料相当額又は同号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額までは無料、これらの金額を超える場合は当該額からこれらの金額を差し引いた額となります。

（例：開示請求手数料が 300 円の場合）

150 頁ある行政文書を閲覧する場合：

100 枚までごとにつき 100 円 → 基本額 200 円 → 手数料は無料

150 頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙 1 枚につき 10 円 → 基本額 1500 円 → 手数料は 1200 円

150 頁ある行政文書のうち 100 頁を閲覧し、20 頁について写しの交付を受ける場合（残りの 30 頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額 100 円 + 写しの交付に係る基本額 200 円 = 計 300 円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求 1 件につき 2000 円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

なお、手数料は原則として収入印紙による納付をお願いしておりますが、現金によることもできます。

3 不開示部分に係る審査請求等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、財務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

近畿財務局長 殿

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

1 行政文書開示決定通知書の番号等

* 日 付 平成 2 9 年 月 日
文書番号 近財統－1 第 号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
普通財産時価貸付決議書のうち、 学校法人森友学園との賃貸契約書、 小学校の設立趣意書	A 4 版文書 1 4 枚 うち白黒文書 1 1 枚 うちカラー文書 3 枚	1 閲覧	①全部 ②一部 ()
		2 写しの交付(白黒)	①全部 ②一部 ()
		3 写しの交付(白黒とカラー)	①全部 ②一部 ()
		4 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

4 「写しの送付」の希望の有無 有 : 無

同封する郵便切手

四

開示実施手数料 _____円	ここに収入印紙をはってください。 （消印はしないでください。）	金額 _____円 領収証書番号 _____
-------------------	------------------------------------	------------------------------

＊ 開示実施手数料が無料であり、かつ、開示請求書に記載された開示の実施の方法等に変更がなければ、この申出書を提出する必要はありませんが、開示の実施手続のため、変更がない旨を下記担当課等までご連絡ください。

* 担当課等（問い合わせ先） 近畿財務局 総務部 総務課 TEL 06-6949-6390

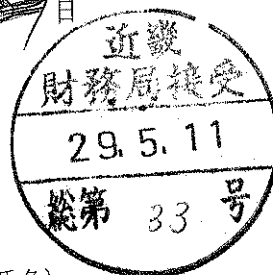
(文書主管課) 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 (1)

TEL 06-6949-6386

請求者等の住所（所在地） 及び氏名（名称）	住 所	〒 [REDACTED]		
	氏 名	[REDACTED]		
	電 話	Tel・Fax [REDACTED]		
	備 考			
請求に係る行政文書の件名	2016年6月20日に1億3400万円で学校法人森友学園に売払った8770.43㎡の土地（大阪府豊中市野田町1501番。別紙「公共随契による売払結果一覧表」の「土地」整理番号4番 http://kinki.mof.go.jp/content/000159261.pdf）に関する以下の文書 (1) 学校法人森友学園との賃貸契約書 (2) 賃貸契約時までに提出された小学校の設立趣意書 (3) 賃貸契約に至る決済文書 (5) その他当該土地を学校法人森友学園に賃貸することに関する一切の文書（なお、私がすでに開示決定を受けた面談・交渉記録等を除く） 2017年5月10日			
受 理 年 月 日	平成29年5月11日			
主 管 課 等	・管財部 統括国有財産管理官（1） ・担当者 [REDACTED] 内線 [REDACTED]			
開示請求書の補正を要した場合の日数等	補正に要した日数 0日（決定期限予定 6月12日）			
決 定 期 間 延 長 通 知 書 の 送 付 日 等	送 付 日	平成 年 月 日		
	延長理由			
	延長期限	平成 年 月 日（延長期間 日）		
期 限 延 長 の 特 例	送 付 日	平成29年6月12日		
	延長理由	業務多忙及び審査等に時間を要するため		
	延長期限	平成29年9月11日（延長期間90日）		
第三者情報の調査手続 （意見書提出に係る適用条項 法第13条第1項 任意 法第13条第2項 必要	照 会 先			
	内 容			
	照 会 日			
	回 答 日			
	結果通知			
事 案 の 移 送	移 送 先		移送年月日	
開示判定等審査委員会	開催日・	平成 年 月 日		
	結 果			
本省地方課への照会	概 要	平成 年 月 日		
開 示 可 否 の 決 定 等	① 開示 ② 一部開示 ③ 不開示 ④ 存否 ⑤ 不存在	〔理由〕 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号イに該当するため		
決 定 書 等 の 送 付	平成 年 月 日			
開 示 の 実 施	実 施 日	平成 年 月 日		
	手 数 料	閲覧 件 円	写し 枚 円	
	郵 送 等	有・無	送付に要する費用	未・済（受領日・・・円切手・証票）
備 考	本件は、平成29年6月12日付近財統一第691号にて、延長期限を90日とする特例規定を適用する旨を通知したものである。 同通知において、平成29年7月10日までに可能な部分について開示決定等を行うこととしているので、今般、請求のあった文書のうち、賃貸契約書及び小学校の設立趣意書を開示するものである。			

2019年5月10日
平成 年 月 日

行政文書開示請求書



近畿財務局長 殿

(フリガナ)

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所
〒

連絡先

(連絡先が上記の本人以外の場合には、連絡担当者の住所・氏名・電話番号等)

TEL (FAX)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号) 第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

別紙の通り

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日> 平成 年 月 日

☒ イ 写しの送付を希望する。(※別途郵送料が必要です。)

開示請求手数料 行政文書1件につき300円	ここに貼る (消印 300円)	金額 円 領収証書番号
--------------------------	--------------------	----------------

*この欄は記入しないでください。

担当課等	部 (所)	課	TEL	(内)
備考				

請求する行政文書の名称等

2016年6月20日に1億3400万円で学校法人森友学園に売払った8770.43 m²の土地（大阪府豊中市野田町1501番。別紙「公共随契による売払結果一覧表」の「土地」整理番号4番<http://kinki.mof.go.jp/content/000159261.pdf>）に関する以下の文書

- (1) 学校法人森友学園との賃貸契約書
- (2) 賃貸契約時までに提出された小学校の設立趣意書
- (3) 賃貸契約に至る決済文書
- (5) その他当該土地を学校法人森友学園に賃貸することに関する一切の文書（なお、私がすでに開示決定を受けた面談・交渉記録等を除く）。

2017年5月10日

E W 第 3 8 号
平成 2 7 年 5 月 2 9 日

国有財産有償貸付合意書



国有財産有償貸付合意書

貸付人 国（以下「甲」という。）と借受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、国有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条第2項の規定に基づく事業用定期借地権の設定を目的として、次の条項を内容とする借地契約を平成27年6月8日までに公正証書により締結する。

なお、本件借地権は事業用定期借地権とする。

（貸付財産）

第1条 貸付財産は、次のとおり。

所在地	区分	数量（㎡）	備考
豊中市野田町 1501 番	土地	8,770.43	

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成27年6月8日から平成37年6月7日までの10年間とする。

（本契約の目的）

第3条 本契約は、甲が乙に対して、貸付財産に法第23条第2項に基づく事業用定期借地権（以下「本件借地権」という。）を設定することを目的とする。

2 本件借地権は、契約の更新（更新請求及び土地の使用継続によるものも含む）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、乙は貸付財産上の建物の買取を甲に請求することができない。

3 本件契約は、法第3条から第8条、並びに法第13条及び法第18条、民法第619条の適用はない。

（買受けの特約）

第4条 乙は、第2条で定める貸付期間の満了前に、本契約を終了し、貸付財産を甲から買受けができるものとする。

2 前項の買受けについての詳細は、別途国有財産売買予約契約書により定めるものとする。

3 乙が、第1項に基づき貸付財産を甲から買受けの場合には、乙は第20条第1項で定める貸付財産上の建物その他工作物の除去は必要としない。

（土壌汚染及び地下埋設物）

第5条 乙は、平成26年11月7日及び平成26年12月17日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書 平成21年8月」、「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（0A301）平成22年1月」、「大阪国際空港場外用地（0A301）土壌汚染概況調査業務報告書 平成23

年 11 月」、「平成 23 年度大阪国際空港場外用地（0A301）土壤汚染深度方向調査業務報告書 平成 24 年 2 月」（以下「本件報告書等」という。）に記載の地下埋設物の存在及び土壤汚染の存在等を了承するものとする。

- 2 乙は、前項の内容に加えて、貸付財産のうち一部 471.875 m²が、豊中市より土壤汚染対策法第 11 条第 1 項で定める形質変更時要届出区域に指定されていることを了承するものとする。
- 3 乙は、前 2 項を了承した上で本契約を締結するものとし、本件報告書等に記載のある汚染物質、地下埋設物等の存在及び形質変更時要届出区域の指定を理由として、瑕疵担保責任に基づく本契約解除及び損害賠償請求並びに貸付料の減免請求等を行わないことを、甲に対して約する。

（土壤汚染除去等費用）

第 6 条 乙が、前条第 1 項記載の土壤汚染、地下埋設物の除去を行い、それによって貸付財産の価格が増大した場合の除去費用は有益費とする。

- 2 前項の有益費は、本契約終了の時に、貸付財産価格の増加が現存する場合に限り、乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額又は貸付財産価格の増加額のいずれかを甲が選択のうえ、乙に対して返還する。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、甲が返還すべき有益費の金額算定につき、本契約終了前においても、貸付財産価格増加の現存額算定の基準時期を指定したうえで、前項と同様の方法により甲が乙に返還すべき有益費の額を定めることができる。但し、同金員の返還時期及び返還方法は、甲が指定し、同金員に対しては、返還時期までの利息及び遅延損害金は付さないこととする。
- 4 前 2 項における貸付財産価格の増加額は、甲の基準による鑑定評価方法によって定めることに乙は同意する。
- 5 第 2 項の返還時期につき、相当の期限を付する必要がある場合には、甲及び乙が協議したうえで、相当な期限を付した返還時期を定めることができる。
- 6 第 1 項の有益費に関して、甲は、乙に対し、乙が、現に行い又は行おうとする土壤汚染又は地下埋設物除去工事に関する一切の必要資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。

（契約保証金）

第 7 条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 27,300,000 円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、第 23 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第 1 項の契約保証金には利息を付さない。
- 4 甲は、乙が、本契約終了後、第 20 条に定める義務その他本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第 1 項に定める契約保証金を乙に還付する。
- 5 甲は、乙が、本契約終了後、第 20 条に定める義務を履行しないときは、第 1 項に定める契約保証金を第 18 条第 1 項に定める違約金として国庫に帰属させることができる。
- 6 前項の規定により国庫に帰属する金員は、第 20 条第 3 項に定める原状回復に要する費

用の一部に充てるものと解釈しない。

- 7 本契約が解除され、又は終了した場合において、乙が第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を支払うべき義務があるときは、第4項の規定にかかわらず、甲はその違約金等と第1項に定める契約保証金の全部又は一部と相殺することができる。
- 8 乙は、甲の書面による承諾を得ないで、第4項の保証金返還請求権を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

(貸付料)

第8条 貸付料は、平成27年6月8日から平成30年6月7日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	貸付料年額	備考
第1年次	自平成27年6月8日至平成28年6月7日	27,300,000円	
第2年次	自平成28年6月8日至平成29年6月7日	27,300,000円	
第3年次	自平成29年6月8日至平成30年6月7日	27,300,000円	

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料年額によるものとし、その金額については、甲から通知する。なお、その適用期間は3年間とする。
- 3 前項に規定する甲の定める貸付料算定基準は、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1308号 普通財産貸付事務処理要領」に基づくものとするが、同通達記載内容に変更が生じた場合には、貸付料算定時の国有財産関連通達に基づき算定するものとする。
- 4 第2項に規定する適用期間が満了した後の貸付料及び適用期間については、第2項の規定を準用する。

(貸付料の納付)

第9条 乙は、前条第1項に定める貸付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第1年次	第1回	2,275,000円	納入告知書の指定期日	
	第2回	2,275,000円	平成27年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成27年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成27年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成27年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成27年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成27年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成28年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成28年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成28年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成28年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成28年5月20日	

	計	27,300,000 円		
第二 年次	第 1 回	2,275,000 円	平成 28 年 6 月 20 日	
	第 2 回	2,275,000 円	平成 28 年 7 月 20 日	
	第 3 回	2,275,000 円	平成 28 年 8 月 20 日	
	第 4 回	2,275,000 円	平成 28 年 9 月 20 日	
	第 5 回	2,275,000 円	平成 28 年 10 月 20 日	
	第 6 回	2,275,000 円	平成 28 年 11 月 20 日	
	第 7 回	2,275,000 円	平成 28 年 12 月 20 日	
	第 8 回	2,275,000 円	平成 29 年 1 月 20 日	
	第 9 回	2,275,000 円	平成 29 年 2 月 20 日	
	第 10 回	2,275,000 円	平成 29 年 3 月 20 日	
	第 11 回	2,275,000 円	平成 29 年 4 月 30 日	
	第 12 回	2,275,000 円	平成 29 年 5 月 20 日	
	計	27,300,000 円		
第三 年次	第 1 回	2,275,000 円	平成 29 年 6 月 20 日	
	第 2 回	2,275,000 円	平成 29 年 7 月 20 日	
	第 3 回	2,275,000 円	平成 29 年 8 月 20 日	
	第 4 回	2,275,000 円	平成 29 年 9 月 20 日	
	第 5 回	2,275,000 円	平成 29 年 10 月 20 日	
	第 6 回	2,275,000 円	平成 29 年 11 月 20 日	
	第 7 回	2,275,000 円	平成 29 年 12 月 20 日	
	第 8 回	2,275,000 円	平成 30 年 1 月 20 日	
	第 9 回	2,275,000 円	平成 30 年 2 月 20 日	
	第 10 回	2,275,000 円	平成 30 年 3 月 20 日	
	第 11 回	2,275,000 円	平成 30 年 4 月 30 日	
	第 12 回	2,275,000 円	平成 30 年 5 月 20 日	
	計	27,300,000 円		

2 前項の規定は、前条第 2 項（同条第 4 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により更新した貸付料の納付方法に準用する。

（貸付料の改定）

第 10 条 甲は、貸付財産の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、法第 11 条第 1 項本文の規定に該当することとなったときは、第 8 条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

（指定用途）

第 11 条 乙は、貸付財産を貸付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）及び事業計画のと通りの用途に自ら使用し、甲の承認を得な

いで変更してはならない。

(指定期日)

第12条 乙は、平成28年3月31日までに工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得たうえで、直ちに前条に定める用途に供さなければならない。

(貸付料の延滞金)

第13条 乙は、甲が定める納付期限までに、第9条に基づく貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、第24条に基づき算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序等)

第14条 乙が、貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

2 本契約が解除され、又は終了した場合において、第7条第7項及び第22条第3項の規定により契約保証金及び未経過期間に係る貸付料を第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭債務と相殺するときは、甲は、先ず未経過期間に係る貸付料から相殺し、なお当該金銭債務に残余があるときは、契約保証金と相殺することができる。

(使用上の制限)

第15条 乙は、貸付財産について第11条に規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更をしようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

3 乙は、貸付財産及び当該財産上に所在する建物その他工作物について、増改築等による現状の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を記載した書面を甲に通知しなければならない。

(財産保全義務)

第16条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付財産の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付財産が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(実地調査等)

第17条 甲は本契約に基づく債権の保全上必要があると認めるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他の財産を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 甲は、乙の第11条、第12条、又は第15条に規定する用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。
- 3 乙は、本契約締結の日から第2条に定める貸付期間満了の日まで毎年4月30日に、また甲が必要と認めるときは貸付財産について権利の設定又は当該財産上に所在する建物その他工作物の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて貸付財産の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、正当な理由なく、第1項及び第2項に定める質問、調査、実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は第1項及び前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第18条 乙は、第8条第1項に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わねばならない。

- (1) 第12条、第15条第1項又は前条に定める義務に違反した場合 金27,300,000円
- (2) 第11条に定める義務に違反した場合 金81,900,000円
- (3) 第20条第1項に定める義務に違反した場合 金27,300,000円

2 乙は、第8条第1項に定める期間を経過した後において前項に定める義務に違反した場合の違約金(前項第3号を除く。)は、第8条第2項又は第4項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

3 前2項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 乙が第1項又は第2項に定める違約金を支払う義務を負う場合に、甲が第7条第7項又は第22条第3項の規定により当該違約金の一部を契約保証金等と相殺したときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第12条に定める期日までに、工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得ることができず、第11条に定める用途に供することができないときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 貸付物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき
- 4 甲は、前2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 5 乙は、甲が第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 6 乙は、第2条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除することができる。
- 7 乙は甲に対して、前項に定める契約の解除を行おうとする日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡し等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

(原状回復)

- 第20条 乙は、第2条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、自己の責任と負担において、貸付財産上の建物その他工作物を除去し、貸付財産を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、第2条に定める貸付期間が満了する日の1年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡しの日程等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。
- 3 乙が第1項に定める義務に違反した場合には、甲は原状回復に要する費用を乙に請求するものとする。
- 4 前項に定める金員は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 5 本契約は、法第23条第2項の規定に基づくものであり、法第13条の規定にかかわらず、第2条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときに、乙は甲に対し、貸付財産上に乙が建築した建物その他一切の工作物、造作等を買取り取るべきことを請求することはできない。

(貸付料滞納時の強制執行)

- 第21条 乙は本契約に定める金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨、異議なく承諾する。

(貸付料の清算)

第 22 条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

2 前項及び次項の規定により返還する未経過期間に係る貸付料には利息を付さないものとする。

3 甲は、本契約の解除により、乙が第 18 条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料の全部又は一部と相殺することができる。

(損害賠償)

第 23 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙が前項の規定により損害賠償義務を負う場合に、甲が第 7 条第 7 項又は前条第 3 項の規定により当該損害賠償額の一部を契約保証金等と相殺したときは、前項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

(延滞金の算定)

第 24 条 契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭の延滞金については、次の式により算定するものとする。

算定式	$\text{元本金額} \times 5\% \text{【延滞金利率】} \times (\text{延滞金起算日から納付の日までの日数} \div 365)$
-----	--

(本契約にかかる日割計算)

第 25 条 甲及び乙が本契約に基づき支払うべき金銭の額について日割計算を要するときは、前条に基づき算定する場合を除き、閏年を含む期間についても、年 365 日当たりの割合とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第 26 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付財産が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(公正証書の作成費用)

第 27 条 公正証書を作成する費用は、乙の負担とする。

(事前使用の禁止)

第 28 条 この貸付合意書締結後、公正証書を作成するまでの間、乙は甲の許可を得ずに貸付財産の使用をしてはならない。

(裁判管轄)

第 29 条 本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

(地盤調査結果に関する特約)

第 30 条 甲及び乙は、第 8 条の貸付料が、平成 27 年 4 月 2 日に乙が甲に提出した「(仮称) M 学園小学校新築工事地盤調査報告書」記載の調査結果及び本書作成時点における貸付財産の地盤の現況を考慮した貸付料であることを確認する。

2 乙は、貸付財産の地耐力その他地盤状況を理由として、瑕疵担保責任に基づく契約解除、損害賠償、貸付料の減免、その他如何なる名目においても甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

3 乙が貸付財産に関して、地盤の整備、改良等の工事を実施した場合でも、乙は、同工事費用その他費用につき、民法第 608 条に基づく費用の償還、その他如何なる名目においても、甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

(その他有益費等の放棄)

第 31 条 乙は、本契約において甲が乙に対して支払うことを約するものを除き、貸付財産に関して乙が支出した必要費及び有益費等につき、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(本契約の効力)

第 32 条 本契約は、平成 27 年 6 月 8 日までに、事業用定期借地権の設定を目的とする本契約と内容において同一の公正証書が作成されることを停止条件として効力を生じる。

平成 27 年 5 月 29 日

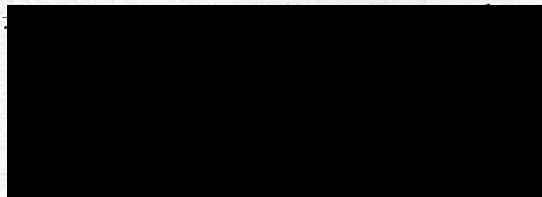
貸付人 国
契約担当官 近畿財務局長

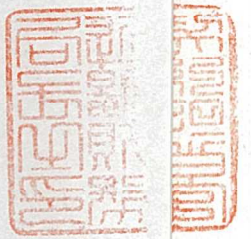
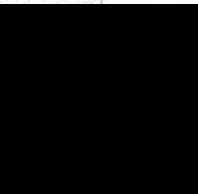
富永哲夫

印



借受人 住所 大阪市淀川区塚本一丁目 6 番 25 号
氏名 学校法人 森友学園 理事





1. 開成小学校設置趣意書

設立代表者 籠池 康博

山があり、白い雲の浮んだ青い空がすっきりとみえ、目いっぱい広がる田畑が目いっぱい広がっている風情。日本人の一番大好きな景色であります。つけくわえると海が見え、川があり、富士山があり、農作業、漁業、林業の勤労に汗をかく人々と付近で遊んでいる子供たちの笑顔が付けたされると、比べようのない感傷を伴った、なつかしい風景となるのです。

日本人の感性は素晴らしく、自然全体を我事のように思い、考え、自然と共生一体化してきた歴史を積み重ね、八百萬神をあがめまつてきた。このことが、よこしまな事を考えた時に「神様がみではるぞ」の一言で日本の悠久の歴史での歴史の中における各時代の教育をば常に真摯に学び、一生努力実践に励んでいるという事が、文書遺跡からも散見される。

平安時代には慈田院、足利時代には足利学校、江戸時代には名藩校、中央は昌平黉、ちまたには寺子屋などの、時の為政者が帝からまかされた日本の国民を天よりの預かりものとして、しっかりと人間教育にあたってきた。近代国家になって開成校をはじめとする各学校、実業学校ができあがり、開国時代を索引し、素晴らしき偉人を輩出した。

東日本大震災はこの日本の国にとって、様々な教訓を与え、国の指針の変化をもたらした。東北人を代表とする、全体を見て動く律儀さ、礼節を守り、人のことを自らのことのごとく思い、ルールにのっとって動く。

これは原日本人の特質であり、聖徳太子以前、神代の時代から培われてきた。また、和の文化そして奈良・平安時代の自然との共生の中で過ごし、命を見つめてきた。極楽浄土の死生観、鎌倉時代より武士の生き方と共に培われてきた武士道、侘び、寂び的な道、そこに商人・工業者・農民にも生き方が清潔であり、メリハリがあり、けじめなど、していいこととしてはならぬ事を律する道ができてきた。それらを覆いつくすように、仏教・神道の思想が人々に広まり、日本的考え方、生き方が生まれてきた。

明治維新 majority の日本人独自の考え方に、西洋よりの植民地化を防ぐべく、和魂洋才的考えと富国強兵の考えに、明治天皇のつくられた教育勅語の26の徳目がプラスされ、「立派な日本人は、貧しい中にも美徳を持った民族だ」と言われてきた。

翻して、先の大東亜戦争（太平洋戦争）後は、日本人の高邁なる現存する各国が独立自尊国家となるという理念を経済一辺倒の特化集中せしめ、エコノミックマニュアルといわれるごとき拝金主義的、利己的な下賤な人たちを増殖せしめた。

その健やかに成長してきた日本人気質をゆがめたのが、大東亜（太平洋）戦争の敗戦であった。国それぞれの立場、考え方があったにせよ、有色人種で 5 大強国になった日本人に対する風当たりは強かったのである。

明治維新時よりかなりきつく、軍部の廃止とともに武士道は廃れ、ハードに西欧化・アングロサクソンの文化共産主義文化にまみれてきた。その西欧共産的個人主義の伸長化とともに、日本人の美徳をなくし、高度経済成長時は、まだ、戦前の文化を識っている人たちが、勤勉・勤労活躍し、日本の名を上げた。しかし今は国の施策の曖昧さによって、勤労・勤勉感がなくなって久しい。

ここで重要なのは、原日本人を復活させ、日本文化の再生であり、教育の再興である。

大東亜戦争終結後、高度経済成長し、GNP 世界第二位の国家になったものの我国は東北大震災を象徴とする未曾有の国家的危機に瀕している。国家としての品格を落とし、国民の道徳的退廃、国民としての自覚の欠如など、日本人のすばらしき精神性がもろくもくずれさり、世界に冠たる長き歴史と伝統にのっとり築きあげてきた秀れものの日本がわざわざ国際連合のとった協定（こども権利条約・男女共同参画・雇用均等法・夫婦別姓など）に比准することにより、日本人の品性をおとしめ世界超一流の教育力をわざわざ降下せしめた。政党政治の墮落、政治家としての資質の悪化、他民族に囲まれた国としての危機管理の欠落、など我国の存在を疑わせるような事実が表面化してきた。これはひとえに民族劣化である。たいへんな時期に遭遇したと思わざるをえない。現在の大人達は国力としての GNP の維持発展と日本国民としての自覚の上に将来の担い手である子供達の育成に心血をそそがねばならない。

学校法人森友学園は創立 60 年の歴史の中で幼稚園単体としての学校法人化第 1 号として学校法人としての幼児教育に他の幼稚園に先駆けて邁進してまいりました。すでに卒業生 20,000 名余が各界で活躍しています。歴史と伝統教育を実践する中で、日本人の『志』と『誠』そして『和』が戦後教育の中で喪失してしまい、幼児教育が大切だといわれながら本来の幼児教育（幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期と位置づけられ、幼児期における教育がその後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであると認識して教育にあたる）を推進してきた幼稚園は少数となってしまった。されど、大多数は保育所の延長となる今、これら少数の幼稚園の中で唯一の歴史と伝統教育カリキュラムを実践するうちに、幼児の成長した受け皿が必要で、その受け皿の中でさらにひと際的人間的成長（すなわち、常に革新の目を持ち innovation といえることにも疑問の目を持ちつつ motivation 停滞することなく歴史を伝統文化を進化させることが重要である moving）に誘う真の初等教育機関を自らの学園として開設する運びとなった。

この開設により足下の地域社会への貢献とともに、日本人を意識しつつ、アジア人として世界貢献できる人材育成期間ができたことになる。学力・人格とも優れた人材育成には都会の中にありながら郊外を思わせる広々ロケーションの中で校舎やグラウンド、本校の特色である生活教育の場とし

ての諸施設が想像力を豊かにする自然をめいっぱい配置し、地域の公園や地域の文教施設と一体化した としての立ち位置となる。

教師は溢れんばかりの情熱を以て子どもたち一人ひとりと向き合い長所を見開き、個性を伸長するのが使命である。算数力・国語力・歴史・道徳・自然・これも結果を知るのではなく、なぜ、こうなったのかという、プロセスとこういう方法であれば、どうなったのであろうと考えることが、これからの日本にとって最重要となります。

我らは日本国の存在さらには発展とともにそのためには一人一人の日本国民としての自覚を持ち、大いなる志をもって青少年の教育に邁進することを決意した。

孝行・忠節・和順・友愛・信義・勤学・立志・誠実・仁慈・礼譲

儉素・忍耐・廉潔・敏智・剛勇・公平・度量・誠断・勉職

を教育の基本におき、国家国民の為になる国民としての人材開発に主力をおき国際貢献をも視野に入れながら幅広い活躍ができる日本国民をそだてあげていきたい。

ここに小学校を に設置し、平成28年4月開校することを
宣言する。